

事業実施・助成ガイドライン 細則3「初動対応にかかる措置」

要領2 緊急支援の即日出動について

1. 即日出動の定義

- 1) 即日出動とは、海外で大規模自然災害が発生したときに、発生後から起算して次の時間内に日本を出発する支援出動をいう。
 - 当日の日本時間0：00～7：00の間に災害が発生した場合：当日の24時までに出発
 - 当日の日本時間7：00～24：00の間に災害が発生した場合：翌日の24時までに出発
- 2) 上述の発生後の起算時点とは、地震については発生時日とし、津波による被害、台風による水害等発生時日を必ずしも一時点に特定できない災害に関しては、事務局長の判断により、被災国政府の発表や報道等により被害の発生が最初に明らかになった時点を以って起算時点とする。
- 3) なお、出動する団体の国際スタッフが出動時に日本以外に滞在しており、その滞在地から出発するほうが日本から出発するより早く被災地に到着できるときは、同滞在地から出発する場合も本定義に含める。

2. 即日出動の対象

地震および津波による被害、台風による水害など突発的な自然災害で、1万人以上が被災し多数の死者、行方不明者の発生が予測される災害を即日出動の検討対象とするが、即日出動の対象とすることがどうかは、災害規模の測定値（地震におけるマグニチュード等）、人的被害の大きさ、災害が発生した地域の状況、被災国の対応能力、他のアクターの動向、過去の類似した災害事例等から総合的に判断される。

3. 即日出動の決定と事業申請の受付

即日出動は事務局長が判断し決定する。その検討から決定を経て事業申請の受付に至る手続きは次の通りとする。

① 即日出動の検討

即日出動の対象となると考えられる災害が発生したと事務局長が判断したとき、あるいは、加盟団体より事務局に対して即日出動の関心表明がなされたときに、事務局は直ちに検討に入る。

② 即日出動の決定

連絡可能な方法により連絡可能な範囲でコア・チームのメンバーの意見を聴取して、事務局長が判断し決定する。

③ 事業申請の受付

即日出動を決定したときは、事務局長は常任委員に報告するとともに、直ちに加盟団体に通知し事業申請の受付を行う。

なお、即日出動の検討対象となった事象については、即日出動の決定がなされたか否かにかかわらず、コア・チームは可及的速やかに会合を開いて、支援出動の要否（緊急支援出動が決定された事象については、さらなる支援出動の要否）、支援期間、政府資金による助成金上限額を含む初動対応方針を協議し常任委員会に答申する。

4. 即日出動の助成対象事業と助成額及び事業期間

1) 助成対象事業と助成額

次の掲げる事業につき各1団体に限定して助成する。

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| ① 医療支援（調査のみの派遣を含む） | 助成上限額 500万円
(調査のみの場合 300万円) |
| ② 捜索活動（レスキュー犬等） | 助成上限額 500万円 |
| ③ 緊急支援物資配布（調査のみの派遣を含む） | 助成上限額 500万円
(調査のみの場合 300万円) |

2) 同一事業における助成額の追加

即日出動で助成を受けた団体が現地に入り支援を開始した後に、医療チームの増員、配布物資の増量や物資配布地域の拡大など、同一の事業を継続してさらなる支援を行うことが必要かつ適切と判断されるときは、総額1000万円を上限に1団体または複数の団体に対して追加助成を行う。

ただし、かかる追加助成は、即日出動決定後に当該災害につきコア・チームが初動対応の支援を行わない方針を常任委員会に答申し、常任委員会がその答申を承認したときは、適用されないものとする。

3) 事業期間

- ① 即日出動の助成対象事業の事業期間は2週間以内とする。ただし、被災地における移動の困難等の理由で期間の延長が必要となった場合は、事業開始から4週間までを限度に、延長を申請できるものとする。
- ② 追加助成が行われる事業については、追加助成の申請と合わせて事業開始から4週間までを限度に事業期間を延長できる。なお、追加助成申請時に予測し得なかつた被災地の状況の変化等の理由で、さらなる延長が必要となった場合は、別途、延長の申請を行うことができる。

5. 助成手続き

1) 事業申請

上記4の1) 2) とともに別途定める即日出動のための申請様式をもって事務局に申請する。

2) 申請の承認

上記4の1) 2) とともに事務局長の代理決裁による。

3) 期間延長申請

事業期間延長の申請に対しては、事務局が延長と延長期間の妥当性を判断する。

6. 助成金の財源

民間資金の緊急支援準備金より支出する。支出後、即日出動の対象となった災害支援に対して民間から寄付金が集まったときは、その資金(運営費繰入後の金額)から同額を(同額に満たないときは、その額を)緊急支援準備金に戻し入れる。

7. 活動の報告

即日出動した団体は、現地の被害状況と活動の進捗状況について、現地到着後、可能な限り迅速且つ継続的に事務局に報告するものとする。また、事業終了後は速やかに事業の実施概要を事務局に報告しなくてはならない。

8. その他

- 1) 即日出動する団体を、「ジャパン・プラットフォーム緊急援助チーム24(仮称)」(以下、「JPF チーム24」という)と総称する。
- 2) 即日出動する団体のスタッフは、JPF チーム24の表示及びJPFと出動する団体双方のロゴマークの入ったユニフォームを出発時より着用して活動するものとする。ただし、活動の安全上ユニフォームの着用が適切ではないときは、この限りとしない。
- 3) 即日出動する団体が報道取材を受けるにあたっては、JPF チーム24として出動することを明らかにして、取材を受けるものとする。なお、その時に出動する団体の名前をJPFと併行して明らかにすることは妨げない。
- 4) 即日出動する団体のスタッフは事務局を通じて依頼された報道取材には可能な限り対応しなくてはならない。

* 本附則は助成ガイドラインの要領1「初動対応要領」の附則1「初動調査派遣計画」に替えて、2010年5月18日の常任委員会で承認され即日施行された。

* 本附則は、2010年9月30日の常任委員会の議決により改正し、即日施行された。